

町田市立図書館協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立図書館協議会条例の一部を改正する条例

町田市立図書館協議会条例（昭和60年6月町田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）学校教育の関係者
- （3）社会教育の関係者
- （4）家庭教育の向上に資する活動を行う者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

町田市立図書館協議会条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
<u>(組織)</u> <u>第2条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。</u> <u>2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱する。</u> <u>(1) 学識経験を有する者</u> <u>(2) 学校教育の関係者</u> <u>(3) 社会教育の関係者</u> <u>(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u>	<u>(委員の定数)</u> <u>第2条 協議会の委員の定数は、10 名以内とする。</u>

